

長崎県立高等学校改革基本方針

平成13年2月20日

長 崎 県 教 育 委 員 会

目 次

	ページ
長崎県立高等学校改革基本方針の策定について -----	1
1 基本方針策定の趣旨 -----	1
2 内容構成 -----	1
3 計画期間 -----	1
4 高校改革推進本部の設置 -----	1
第 章 今後の県立高等学校改革の基本的な考え方 -----	2
1 社会の変化，生徒の多様化への対応 -----	2
2 少子化に伴う生徒減少への対応 -----	3
3 主体的な選択を促す諸制度の整備 -----	4
4 今後の本県高校改革が目指すもの -----	4
第 章 社会の変化等に対応した教育内容の充実 -----	8
1 話せる英語教育の推進 ～国際理解教育の充実～ -----	8
2 科学技術の進展等に対応した情報教育の推進 ～情報化への対応～ -----	10
3 時代の進展に対応する学科・システムの改編 ～各学科の教育内容の改善等～ -----	13
4 特色ある教育活動の推進 ～開かれた活力ある学校づくり～ -----	16
第 章 主体的な選択を促す制度の創設・改善 -----	18
1 離島留学制度の実施 ～就学環境の選択～ -----	18
2 中高一貫教育の推進 ～新たな学校選択肢の提供～ -----	19
3 通学区域の見直し ～学校選択幅の拡大～ -----	21
4 総合選抜制度の見直し ～自由な学校選択の保障～ -----	22
第 章 県立高等学校の再編整備 -----	23
1 今後の再編整備の進め方 -----	23
(1) 基本的な考え方 -----	23
(2) 推進体制の整備 -----	23
(3) 整備の期間 -----	24
2 学校規模の適正化 -----	24
(1) 基本的な考え方 -----	24
(2) 適正な学校規模の基準 -----	24
3 学校の適正な配置 -----	25
(1) 基本的な考え方 -----	25
(2) 適正配置の基準 -----	25
4 全日制課程各学科の再編整備 -----	26
(1) 普通科の再編整備 -----	26
(2) 専門学科の再編整備 -----	26
(3) 総合学科の整備 -----	28
5 定時制・通信制課程の再編整備 -----	28
(1) 基本的な考え方 -----	28
(2) 適正配置の基準 -----	28

長崎県立高等学校改革基本方針の策定について

1 基本方針策定の趣旨

長崎県立高等学校改革基本方針は、長崎県高校改革推進会議から提出された「新たな時代を展望した高校改革の推進及び生徒減少期における適正配置について」の答申（平成12年11月22日）を踏まえ、国際化・情報化の進展など急速な社会の変化や、少子化による生徒数の長期的な減少など、本県の県立高等学校が直面している諸課題に対応するとともに、21世紀を切り拓き本県の将来を築く人づくりを担う高等学校づくりを推進するため、今後の県立高等学校教育の改革や適正配置等に関する基本的な考え方を示したものである。

2 内容構成

この基本方針の内容は、

第 章 今後の県立高等学校改革の基本的な考え方

第 章 社会の変化等に対応した教育内容の充実

第 章 主体的な選択を促す制度の創設・改善

第 章 県立高等学校の再編整備

から構成されており、長崎県高校改革推進会議答申で提言された教育内容及び制度・システムの改革に関する8項目についての県教育委員会としての高等学校改革の基本的な考え方を、第 章～第 章にわたって示している。

なお、長崎県高校改革推進会議の審議を受けて、現時点で既に事業化され実施段階にあるもの及び事業化が予定されているものについてはその概要を記載し、一方、各方面との調整等を要するもの等については改革の基本的な方向性を示し、今後、具体的な実施計画を策定したうえで詳細を明らかにしていくこととする。

3 計画期間

この基本方針の計画期間は、2001年度からスタートする「長崎県長期総合計画」に合わせ、2001年度（平成13年度）～2010年度（平成22年度）までの10年間とする。

4 高校改革推進本部の設置

これからの本県高等学校改革を円滑に進めるため、平成13年1月、県教育長を本部長に、本部会議（各課長等の17名）と幹事会（総括課長補佐等の18名）で構成された庁内組織である長崎県高校改革推進本部を設置した。

今後、長崎県立高等学校改革基本方針に基づき、推進本部において具体的な実施計画を策定し、諸施策の推進等を行うこととする。

第 章 今後の県立高等学校改革の基本的な考え方

1 社会の変化，生徒の多様化への対応

国際化や高度情報化など時代は急速に進展しており，社会の変化等に伴って生徒・保護者の価値観や学校及び学校教育に対する考え方も多様化してきている。

また，本県の中学校卒業生数は長期的な減少傾向が続いているが，高等学校等への進学率は上昇し続け，平成12年度は過去最高の97.6%となった(【図表A】)。このような中で，生徒の興味・関心，能力・適性，進路希望等は多様化してきている。

こうしたことから，社会の変化や生徒の多様化に早急かつ柔軟に対応するとともに，より一層魅力と活力のある高等学校教育とするための改革が求められている。

(1) 今後の社会で活躍できる人材の育成

県教育委員会としては，これまで，生徒の多様化・個性化，社会の変化や時代の要請等に対応するため，教育内容の改善・充実を図るとともに，情報技術科，動物科学科，国際経済科，理数科，国際観光科などの設置，総合学科の開設，あるいは定時制(昼間・夜間)と通信制を併置した単位制高等学校の開設等を行ってきた。

地球規模での交流の活発化，高度情報通信社会の進展，科学技術の急激な進歩，少子・高齢化社会の進行など，学校を取り巻く社会環境は，さらに早いスピードで変化しており，社会から高等学校に求められている人材育成への要請も変わりつつある。

従って，今後の高等学校においては，新学習指導要領の改訂にも合わせた教育内容の改善，時代の要請に対応できる学科改編や新学科の設置検討を行う必要があり，また，中でも国際化や情報化の進展に対応するため，英語によるコミュニケーション能力や情報活用能力の育成への取り組みを強化する必要がある。

今後は，生徒の資質・能力をさらに伸ばす教育を一層推進し，21世紀の社会で活躍できる有為な人材を育成するとともに，主体的な特色ある学校づくりを行うことが重要である。

(2) 高等学校卒業後の進路の多様化

平成12年3月に本県の公立高等学校を卒業した生徒の進路状況(【図表B】)は，大学・短大等への進学者が4,979人(卒業生総数に対して36.4%)，専修学校などの教育訓練機関等への入学者が3,493人(同25.5%)，就職者が4,458人(同32.6%)などとなっている。

ここ10年ほどの全体的な傾向としては，就職率が年々低下しているのに対し，大学・短大等への進学者や無業者の割合が高まる状況にある(【図表C】)。

大学・短大等への進学では，普通科高等学校のみならず，専門学科でも年々増える傾向にあり，普通科は進学，専門学科は就職という図式が次第に多様化している。また，技能修得のために専修学校等へ進学する者も増加している。一方，就職では，サービス業，製造業，卸売・小売業の順に就職者数が多く，おおまかな傾向は変わらないが，必ずしも専門教育で得た知識や技能を生かせる職種にこだわらない者もいるなど，就職先や就職に対する生徒の考え方が変化している。

従って，生徒の多岐にわたる進路希望に柔軟に応えられるよう，各学校の教育課程・教育内容

の弾力化を図る必要がある。

また、進学主体の普通科高等学校では、生徒の能力をそれぞれに応じて適切に伸ばすため、学習集団編成の弾力化などを推進し、専門高等学校では、より高度な技能資格取得を推進するなど産業界から得ている信頼をさらに高める必要がある。

さらに、就業体験等を行うことで望ましい職業観や進路意識を育むインターンシップ（現場実習・就業体験）の推進や、職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに主体的に進路を選択する能力・態度を育てるキャリア教育（適切な職業生活・社会生活を送るための準備教育）の充実を図る必要がある。

(3)幅広い選択肢と柔軟なシステムを備えた高等学校づくり

入学後も、不登校や進路変更・学業不振等による中途退学者があり、平成11年度における中途退学者数は、全日制課程で540人、定時制課程で150人であった（[図表D]）。そのうち、1年生での中退が全体の約半分を占め、「就職を希望」（40.3%）、「もともと高校生活に熱意がない」（14.2%）、「別の高校への入学を希望」（8.4%）などが主な理由であった。

これらのことは、主体性や明確な目的意識を持たないまま入学する生徒もいることや、高等学校の教育内容や学校生活に魅力を感じられない生徒が少なからずいることを示している。

従って、生徒が意欲的に学習や諸活動に取り組み充実した高校生活を送れるよう、より「わかる授業」の展開、学習集団や教育課程の弾力的な編成、コース・類型の開設など、生徒一人一人の個性を伸ばし、幅広い選択肢と柔軟なシステムを備えた特色ある学校づくりや、魅力ある教育活動の創意工夫を行う必要がある。

2 少子化に伴う生徒減少への対応

少子化に伴う中学校卒業予定者数の減少は今後も続き、本県は全国・九州各県平均に比べ大きな減少率を示している（[図表E]）。平成12年3月の本県中学校卒業生数は20,955人であったが、今後の10年間で約5,100人、率では約25%減少し、県立高等学校で約90学級程度を減じなければならないと見込まれている。

こうした状況の中で、従来の学校・学科等の枠組みのままで推移すれば、すべての学校の規模が縮小化することになる（[図表F]）。その場合、配置教員数の減によって開設科目数に制限が加わり生徒の多様な学習要望等に対応できにくくなることや、集団の中での切磋琢磨や相互啓発の機能が低下し学習意欲が育ちにくいことなどが懸念される。

従って、単に生徒減少に対応した県立高等学校の整理統合という発想ではなく、学校規模の適正化と再編整備を通して、生徒にとって望ましい学習環境や活力ある教育環境を整え、高等学校としての教育水準の維持向上を図り教育効果を高める必要がある。

3 主体的な選択を促す諸制度の整備

これからの子どもたちに必要となるものは、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力である。また、自らを律しつつ、他とともに協調しよりよき人間関係を築き、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性である。

すでに、小学校・中学校では、学習指導要領の改訂に伴う移行措置期間に入っており、自ら学び自ら考える力、いわゆる生きる力を基本理念に、総合的な学習の時間をはじめ全ての教科、ホームルーム活動、学校行事などを通じて、個性を生かす教育や時代の進展に対応する教育内容の改善がなされつつある。

今後、自己の在り方・生き方を考え主体的に進路を選択できるよう、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的な進路指導を受けた中学生が高等学校に入学してくる。

従って、高等学校の側においては、こうした中学生の主体的な選択に十分対応できうる制度や柔軟なシステムを整備する必要があり、このため、新しいタイプの高等学校や個性を伸ばし時代の要請に対応できる学科・コースの設置、多様な進路希望等に対応した教育課程の弾力的な編成、家庭・地域と連携した特色ある教育活動の展開などを図ることが重要である。

また、中学生の主体的な選択を促す観点から、通学区域や総合選抜制度など高校入試に係る諸制度を抜本的に見直すとともに、中高一貫教育の導入などによって生徒・保護者に新たな学校選択肢と学びの場を提供することも必要である。

4 今後の本県高校改革が目指すもの

以上のような課題認識と、

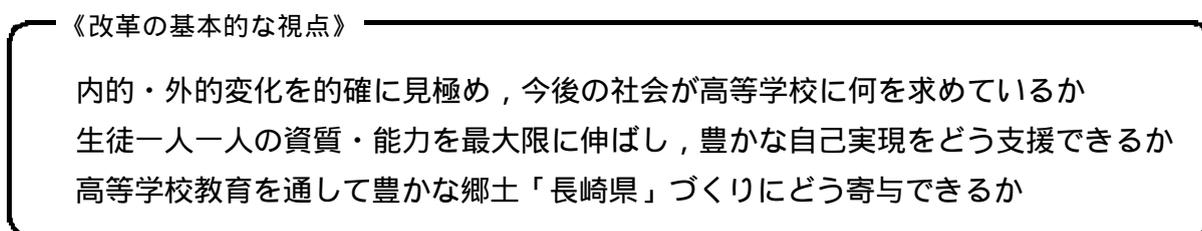
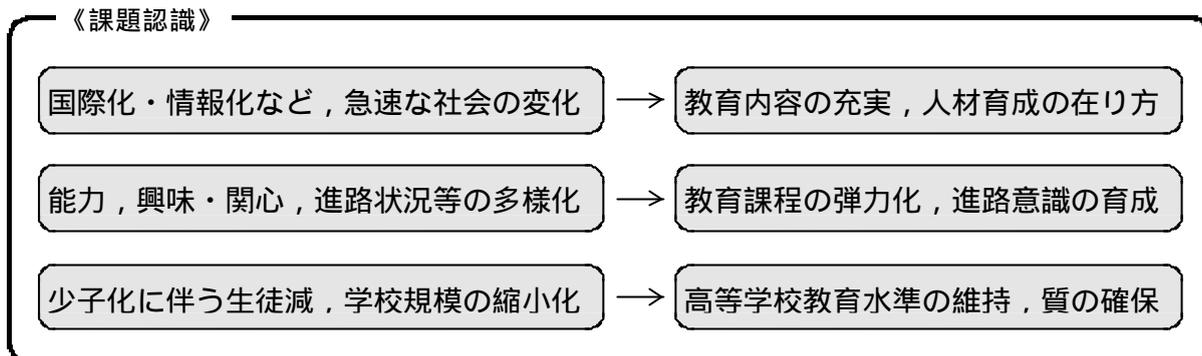
学校教育をめぐる内的・外的変化を的確に見極め、今後の社会が高等学校に何を求めているか
生徒一人一人の資質・能力を最大限に伸ばし、豊かな自己実現をどう支援できるか
高等学校教育を通して豊かな郷土「長崎県」づくりにどう寄与できるか
という改革の基本的な視点に基づいて、

社会の変化等に対応した教育内容の充実と、特色ある高等学校づくり
幅広い選択肢と柔軟なシステムを備えた高等学校づくり
全県的視野に立った学校・学科の再編整備と適正配置による高等学校づくり
を図ることで、

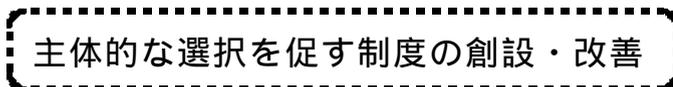
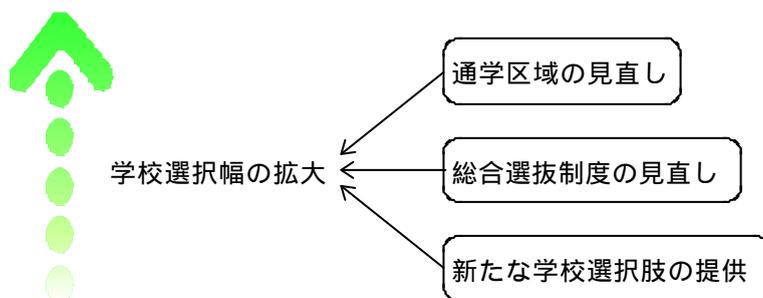
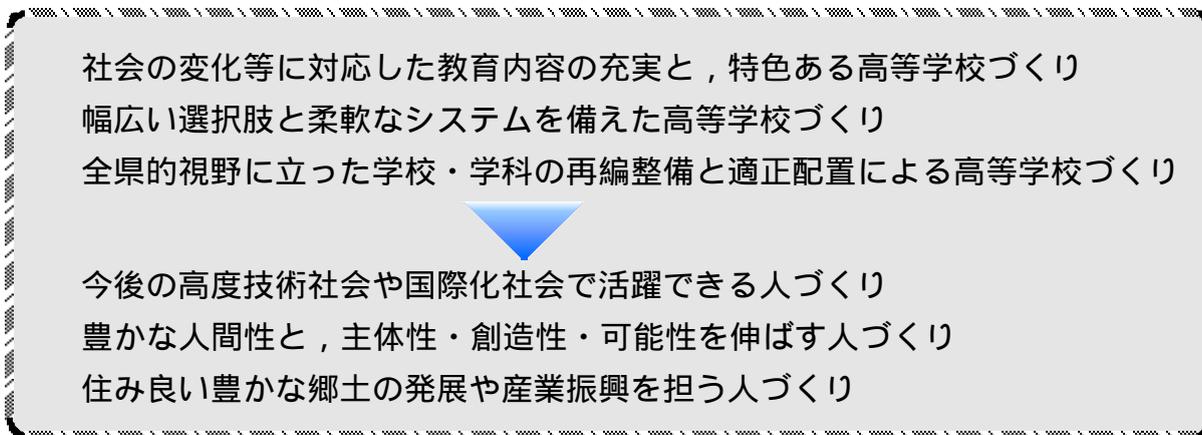
今後の高度技術社会や国際化社会で活躍できる人づくり
豊かな人間性と、主体性・創造性・可能性を伸ばす人づくり
住み良い豊かな郷土の発展や産業振興を担う人づくり
を目指し、県立高等学校に寄せられた県民の負託に応えることとする。

なお、次ページの図は、今後の高校教育改革にあたっての基本的な考え方を整理し図示したものである。

【高校教育改革の基本的な考え方】



《改革のめざすもの》



【図表 A】高等学校等進学率の推移

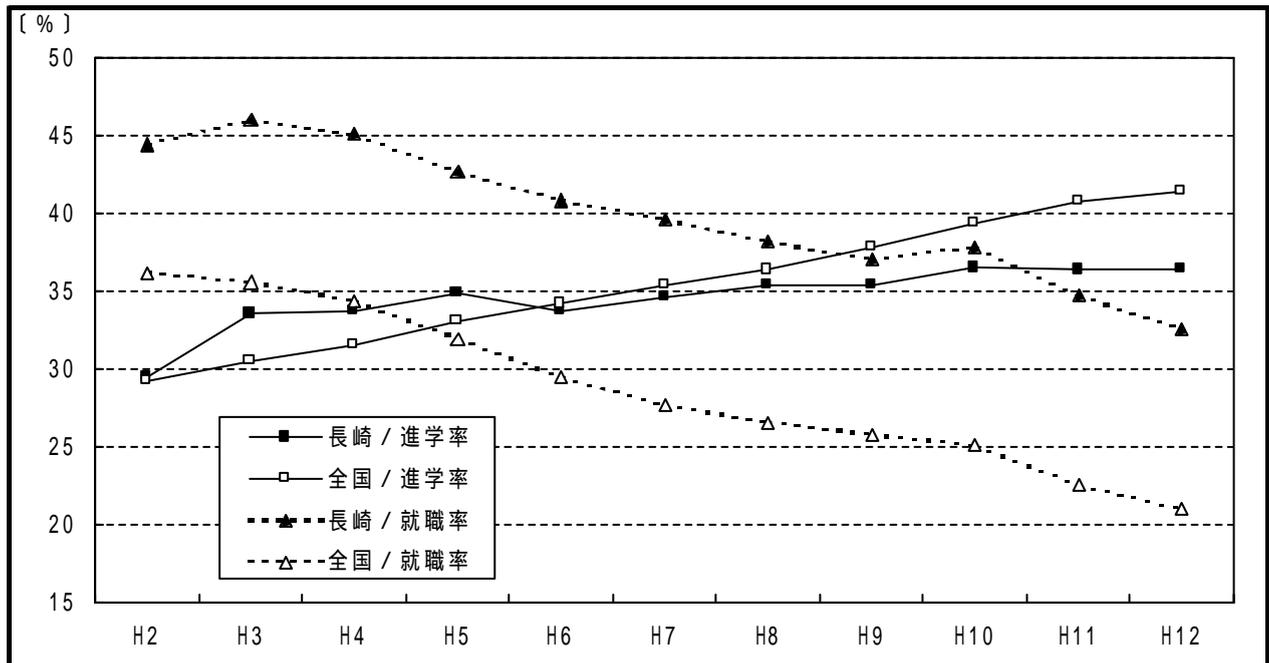
卒業年月	平4.3	平5.3	平6.3	平7.3	平8.3	平9.3	平10.3	平11.3	平12.3
中学校卒業生	24,032	23,401	23,856	22,936	21,999	21,788	21,454	21,288	20,955
高校等進学者	23,171	22,715	23,123	22,269	21,420	21,260	20,854	20,716	20,450
進学率	96.4%	97.1%	96.9%	97.1%	97.4%	97.6%	97.2%	97.3%	97.6%

【図表 B】学科別の公立高等学校卒業後の状況

区分 学科	卒業生数 (平2 平12)		進学者 (平2 平12)		教育訓練機関等入学者 (平2 平12)		就職者 (平2 平12)		無業者 (平2 平12)	
	普通	10,729	8,406	44.9%	51.9%	28.0%	26.8%	24.2%	16.6%	2.8%
農業	1,028	963	4.6%	5.5%	16.6%	24.4%	75.8%	57.8%	3.0%	16.6%
工業	1,670	1,454	3.7%	7.7%	6.4%	17.0%	88.9%	68.5%	0.9%	6.8%
商業	2,830	2,364	8.9%	13.7%	13.4%	25.0%	75.6%	54.8%	2.0%	9.5%
水産	184	116	6.5%	16.4%	9.8%	14.7%	82.6%	63.8%	1.1%	5.2%
家庭	503	303	20.7%	31.7%	19.1%	33.7%	57.7%	41.9%	2.6%	4.0%
衛生看護	36	39	27.8%	0%	63.9%	89.7%	8.3%	23.1%	0%	0%
理数	0	30		46.7%		46.7%		6.7%		0%
合計	16,980	13,675	31.3%	36.4%	22.4%	25.5%	43.9%	32.6%	2.5%	8.0%

(注) *進学者とは、大学・短大(別科を含む)、高等学校の専攻科、養護学校等の専攻科への進学者をいう。
 *教育訓練機関等入学者とは、専門学校、専修学校一般課程、各種学校、職能開発施設等への入学者をいう。
 *就職者には、進学者及び教育訓練機関等入学者のうち就職している者も含む。
 *本県の場合、国際観光科、総合学科の卒業生はまだ出ていない。また、理数科は平成6年度の設置である。

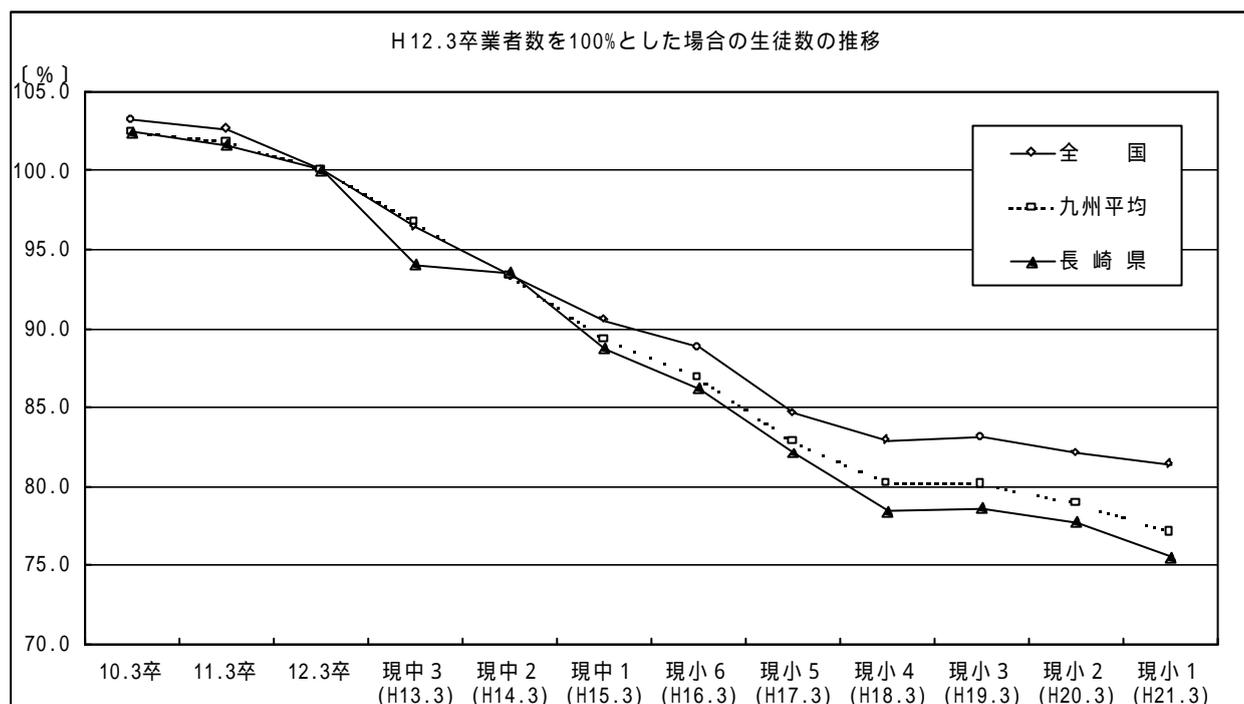
【図表 C】公立高等学校卒業後の状況(平成12年5月1日現在)



【図表D】平成11年度の公立高等学校中退者の状況

全日制課程				割合		定時制課程					割合	
1年	2年	3年	小計	本県	全国	1年	2年	3年	4年	小計	本県	全国
266人	199人	75人	540人	1.3%	2.0%	74人	50人	21人	5人	150人	11.4%	15.1%

【図表E】今後の生徒数の推移（「学校基本調査」平12.5.1現在）



【図表F】学級規模別の学校配置の現状と将来予測（県立全日制高等学校の本校及び分校）

1学年の学級規模	10学級	9学級	8学級	7学級	6学級	5学級	4学級	3学級	2学級	1学級
平成12年度	2校	9校	8校	5校	6校	8校	9校	5校	9校	3校
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
平成21年度予測			5校	11校	5校	10校	8校	9校	10校	6校

（注）*「平成21年度予測」は、以下の要素を基にシミュレーションを行ったものである。

各学校の直近3か年の平均入学者数

各学校の平均入学者が、そのブロック内の入学者に占める比率

進学率、流入・流出率、ブロック内公私比

*また、現状のまま（再編整備が行われず、学級減もなく、進学率もそのまま、1学級定員は40人）という仮定で算出している。

第 章 社会の変化等に対応した教育内容の充実

1 話せる英語教育の推進

～ 国際理解教育の充実 ～

(1) 基本的な考え方

この「話せる英語教育の推進」の目的は、郷土や自国及び他国の文化理解を一層進め、国際交流の機会等を通して、相手の考えを聞き取り自己の意思や考えを適切に表現できるコミュニケーション能力の育成にある。具体的な目標としては、高等学校卒業までに、日常生活に必要な平易な英語を理解し会話によるコミュニケーションができることとする。

また、英会話力育成のためのポイントとして、なるべく早い段階から英語特有の発音やリズムに慣れ親しむことや、多様で豊富な実践機会の設定などがあげられ、そうした意味においても、小学校・中学校・高等学校を通じた英会話能力の育成を図ることとする。

さらに、新学習指導要領や文部科学省の「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会」の審議状況など、国の英語教育に関する方針との調整も図りながら、英語の指導方法を見直し話せる英語教育の推進を図ることとする。

(2) 学校教育における取り組み

モデル事業期と普及拡大期

平成12年度からの3年間をモデル事業期と位置づけ、高等学校12校を実践協力校に指定し、コミュニケーション能力育成のための効果的な指導方法の研究を行っている。

毎年度末、モデル校における指導事例を盛り込んだ実践事例集を作成し、県下各高等学校に配布して各学校での授業実践等を深めるとともに、その年度の実践活動を検証し次年度の取り組みに適切に生かすこととする。

これに続く平成15年度からの3年間を普及拡大期とし、モデル事業期における実践を総括するとともに、研究成果を集約した効果的指導方法（育成プログラム）を県下の各高等学校に普及拡大することとする。

なお、モデル事業期における目標値としては、実践協力校の英検合格率を、2級で30%、準2級で50%、3級で70%とし、試験に挑戦することで、学習成果を試すとともに学習の動機づけや意欲の向上を図ることとする。

指導方法の改善

英語によるコミュニケーション能力を高めるには、文法訳読中心の授業や教師の一方的な授業から脱却し、音声を重視した授業や英語による対話・討論を取り入れた授業に改める必要がある。

こうしたことから、今後、各高等学校では、オーラルコミュニケーションの時間を中心に、ALT（外国語指導助手）とのチームティーチングにより、次ページに示したような内容を基本に、英語を使って積極的に意志疎通を図ろうとする態度と能力を涵養し、英語・リーディング、ライティング等の科目の授業においても、コミュニケーション重視の立場で行う。

また、以下の点についても、今後、研究や拡充を行うこととする。

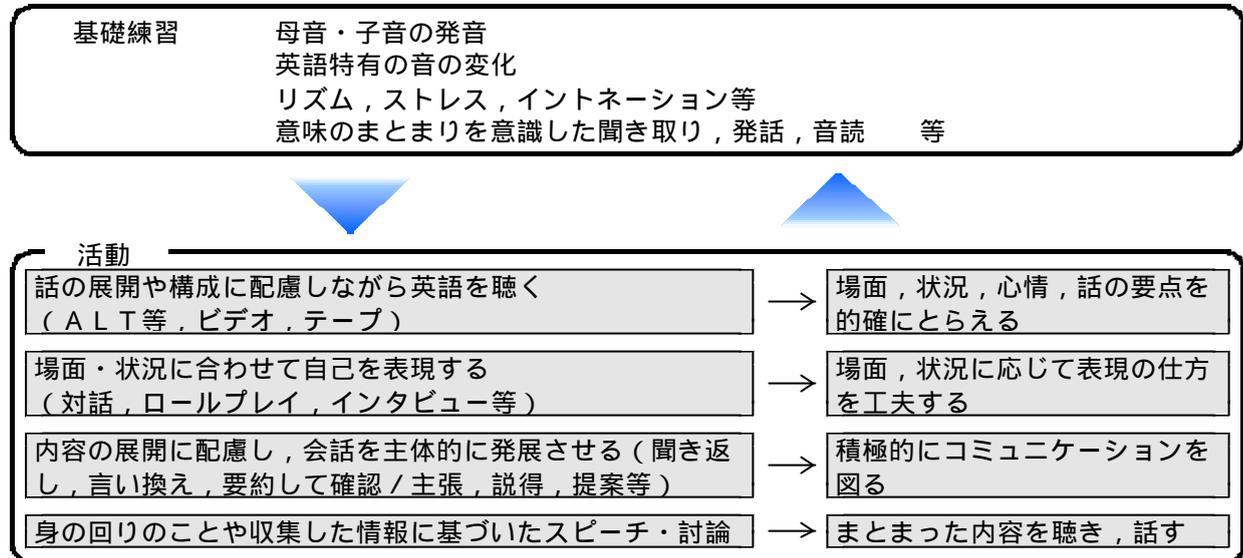
(ア) 筆記試験を重視した評価方法を見直し、リスニングテストやインタビューを行うなど、コ

コミュニケーション能力を評価する方法等の研究

- (イ) 学習の場の拡大として、実用英語検定等の技能審査を修得単位として認定する制度の拡充
(ウ) 情報通信機器の活用と関連づけた英語教育の指導方法の改善充実

なお、「どのように伝えるか」など表現力を高めるためには、日本語教育によるところが大きいことから国語教育を充実させる必要があり、また、「何を伝えるか」の部分を作成するため、自己の生き方や物事に対する考え方についての指導にも力を入れることとする。

【実践協力校におけるオーラルコミュニケーションの活動例】



ALT(外国語指導助手)の活用

ALTは、平成12年度、県立高等学校の59校に70名、県教育センターに1名が配属されており、元年度の11名に比べ6.5倍であり人数的にも全国で上位の部類にある。

聴く・話すといった力を伸ばす観点から、ALTの存在は大きな意義がある。平成13年度はさらに5名程度の増員を予定しており、モデル校への配置増員や複数配置校の拡大を図るため、今後もALT招聘数の増員を関係機関等へ強く要請することとする。

また、ALTに対する英語教授法等の研修体制をさらに充実するとともに、授業内外におけるALTの活用策についても今後さらに研究を進めることとする。

英会話実践機会の拡充

英語による実践的コミュニケーションや国際感覚の習得をめざす英語キャンプ(高校生プラザ)を今後も拡充するほか、授業以外での英語による活動・行事の設定、インターネットや海外修学旅行における海外の子どもたちとの交流促進など、生徒の英会話実践力を高める機会を拡充するとともに、LL教室や学校図書館等への英語版教材CDやDVDの充実・増設など特に聴く力を伸ばすための環境整備も併せて行うこととする。

(3)英語教員の資質向上

教員研修の充実

英語教員自身のコミュニケーション能力を高めることや、生徒のコミュニケーション能力育成に関する指導方法の知識・理解を深めるため、以下のような改善等を行うこととする。

- (ア) 文部科学省主催の英語教育指導者講座への本県からの参加人数を、これまでの中学・高等学校あわせた10名程度から、平成13年度からは40名に増員し、音声学を含めた英会話力育成のための指導方法を実践的に学ぶ機会とするとともに資質向上を図る。

- (イ) 教員研修体系見直しの中で、教育センターでの英語関係の研修講座を拡充するなど、今後も研修内容や回数を含め年々改善を加える。
- (ウ) 大学院修学休業制度を活用し、英語教員が海外の大学院で研修を行う機会を拡充する。
- (I) 研究授業を数多く実施するなど指導方法に関する教員相互の研修を深めるとともに、自己啓発の一つとしてTOEFL・TOEIC等の外部検定の活用についても検討を行う。

教員採用選考試験の工夫

平成12年度実施の教員採用選考試験から、中学校及び高等学校「英語」の一次試験受験者を対象に英会話力テストが導入されたが、今後も、ヒアリング・スピーキング・コミュニケーション能力を重視した採用の在り方を工夫する。

(4) 県民英会話推進協議会との連携

産官学民の連携組織である県民英会話推進協議会が平成12年度に設置され、学校教育におけるコミュニケーション能力育成のあり方をはじめ、民間で実施されている英会話力育成に関する指導方法を活用した支援策、各界が連携した実践機会の拡充策、民間講師確保への協力策等の検討が行われている。

今後も、協議会との機能的な連携を図りながら、学校教育・生涯学習における取り組みを深化させることとする。

2 科学技術の進展等に対応した情報教育の推進 ~ 情報化への対応 ~

(1) 基本的な考え方

高度情報通信網やそれを支える科学技術は日進月歩で進展していることから、今後の情報社会に生きる子どもたちへの情報教育や指導する教職員の資質向上を積極的に推進する。

また、本県は全国有数の離島県であるが、「どこでも即時に」という情報通信の持つ有用性は、こうした地理的に不利な条件を克服する大きな手段となることから、情報教育の積極的な推進と環境整備を含めた学校の情報化を図る。

(2) 今後の情報教育推進の基本指針

科学技術の進展等に対応した今後の県立高等学校における情報教育は、以下のような基本指針のもとに推進する。

生徒の情報活用能力を、「読み・書き・計算」と同様な学習基盤として位置づけ、情報の主体的な収集・加工・発信を通して、思考力・判断力・問題解決能力に富む生徒を育成する。

全生徒が履修する普通教科「情報」に対応するとともに、専門高等学校の情報教育も時代の進展に対応する内容に充実し、地域の情報技術者の育成など本県情報産業の活性化を図る。

教員が道具としてパソコンの使い方を習得する段階から、全ての教員がコンピュータを活用して教科指導ができるような研修体系を確立する。

情報モラルの必要性、情報発信者としての責任、著作権・知的所有権などについて考えさせ、情報化社会に正しく参画する態度を育成する。

(3)ハード面での整備

教育用コンピュータ等の整備

県立高等学校におけるコンピュータ教室の整備計画（コンピュータ教室で生徒1人に1台）達成率は、平成12年3月時点で88.9%であったが、平成13年3月末までには100%とする。

今後は、これまで整備したコンピュータ教室の情報機器等について、平成18年度までに計画的に更新整備を行うこととする。

インターネットへの接続

県立高等学校におけるインターネット接続状況は、平成12年3月時点で56.7%であったが、インターネット利用環境整備事業等により平成13年3月末までには100%とする。

校内LANの整備

全ての県立高等学校において、国の新たな整備計画（平成12～17年度）に基づき、平成17年度までに、コンピュータを各普通教室に2台、特別教室等に6台新たに設置することとし、併せてLAN（情報通信網）の整備を行うことにより、全ての学級のあらゆる授業においてインターネットが活用できる環境を整備することとする。

(4)ソフト面での整備

教員の情報活用能力の向上

県立高等学校教員のうち、「コンピュータを操作できる」者の割合は、平成12年3月末時点で72.1%であったが、これを平成14年3月末までには100%とする。

そのため、教員情報リテラシー（活用能力）向上プロジェクト事業に基づいて、指導者研修及び校内研修を計画的に実施する。

また、教員が日常業務の中で必然的に機器操作能力を高める職場環境づくりを推進する。

拠点校整備による教員研修の充実

県立高等学校教員のうち、「コンピュータを活用して授業で指導できる」者の割合は、平成12年3月末時点で27.8%であったが、これを平成17年度までに100%とする。

そのため、従来の県教育センターでの研修のほかに、新たに離島部の高等学校4校と本土部の高等学校4校を地域情報研修センターとして拠点的に整備し、教職員の情報教育研修をブロックごとに開催することとする。

ここでは、情報通信機器を活用した授業の展開や生徒の情報活用能力を育成するための基礎研修をはじめ、マルチメディアやインターネットに関する研修（年間500名の県立高等学校教員）を実施するなど、学校の情報化をさらに推進することとする。

教育センターの機能充実

情報教育関係の研修講座を再編・体系化し、基礎的な内容から専門性の高い分野まで研修の充実を図るとともに、インターネットでの研修講座システムを構築する。

また、授業や教育活動におけるインターネット利用の利便性を高めるための教育情報リンク集の作成・整備、生徒の学習理解を支援するための教育用ソフトウェア・教材の開発及び提供など、情報収集・情報提供を含めた情報教育センターとしての機能の充実を図る。

さらに、教育情報ヘルプデスクを設置し、教職員からの質問や相談、自主研修への支援など、情報教育推進のための環境整備を促進する。

民間人材を活用した支援体制の充実

情報処理技術者（SE）、情報インストラクター、情報コーディネーターを活用し、コンピュータを利用した授業や研修会等における情報機器操作の支援、インターネット利用環境への助言・指導等を継続する。

また、情報関連学科教員の資質向上を図るため、企業や専門学校で最新技術等を研修する産業教育県内事業所等委託実技研修や、企業・大学等への内地留学制度を一層充実する。

さらに、校内LANの普及に伴い、民間施設・人材を活用したネットワーク研修も実施し、平成17年度までに約300名の県立高等学校教員をネットワーク管理技術者として育成する。

(5)情報教育の充実と授業改善

専門高校における情報教育の充実

商業科においては、新教育課程でビジネスへのコンピュータ活用の視点がより明確になることから、経営活動に必要な情報処理、情報活用能力の育成を目的とした情報教育に加え、マルチメディアやネットワーク活用技術も取り込みながら情報教育を推進する。

工業科においては、コンピュータを利用した製造技術・制御技術やプログラミング技術等の習得に加え、生産の自動化・情報通信技術に対応した情報教育を推進する。

また、新教育課程では、マルチメディアやネットワークに関するハード技術、製造技術のシステム化、制御技術に関する教育を推進する。

新学科「情報科」、及び新教科「情報」への対応

新学科「情報科」は、情報手段を駆使した実習等を通じて、高度な情報技術者や新たな産業領域の形成に役立つ人材の育成を目標とし、「コンピュータそのものを学習する」ことを目的とする専門学科である。今後、専門学科の改編を行う際に「情報科」の設置を検討する。

また、平成15年度から実施される普通教科「情報」に対応するため、平成12～14年度に、高等学校1校当たり2～3名、合計で180名程度の教員に現職者講習会を実施し免許を取得させるとともに、大学での教科「情報」教員養成課程の開講に合わせ、早ければ平成14年度実施の教員採用選考試験から計画的に採用を行うこととする。

すべての授業、教育活動におけるコンピュータの活用

教科書や黒板で表現できないものや危険を伴う実験等を映像で提示したり、美術館や博物館、企業等のホームページや教育用データベースを活用して美術作品や出土品等を視感させるなど、より「分かる授業」「きめ細かな授業」を実現する。

また、インターネット等を活用した調べ学習・問題解決型学習・個別学習等を行うことで、生徒が「主体的に学ぶ」多様な学習形態を取り入れるなど授業の在り方の転換を図る。

このほか、全ての教科・科目、総合的な学習の時間、ホームルーム活動、進路指導、生徒会活動などあらゆる教育活動においてコンピュータの積極的な活用を図るとともに、教員の業務の効率化を図る。

なお、情報通信ネットワークを通じて、県立大学等と各学校間の専門的で多様な学習環境を提供するなど、情報通信社会における大学との連携のあり方や、電子メールによる生徒や保護者とのコミュニケーションの推進についても、今後研究することとする。

(1) 基本的な考え方

科学技術の急速な進展等による社会の変化や、平成15年度からの新学習指導要領の実施に対応するため、各学科の教育内容の改善・充実や専門学科の改編に早急に着手する必要がある。

また、高等学校等進学率が97%を越える中で生徒の多様化が進んでいることから、ややもすると画一的で平等を重んじてきた教育を見直し、生徒の多様な能力・適性や学習要望、幅広い進路選択に対応できる教育の在り方を検討する必要がある。

こうしたことから、時代の要請等に対応するため各学科の教育内容を改善するとともに、生徒や学校の実態等に応じて柔軟な教育システムの導入を図ることとし、生徒の資質・能力等をさらに伸ばし21世紀の社会で活躍できる人材の育成を推進することとする。

また、特に、専門学科においては、より高度な専門的知識や技術を習得させるとともに、自らの進路意識を高める観点から、生徒自らが希望する職業資格や各種検定試験に向けての学習を行っているが、今後もこうした取り組みを通して、その分野のより発展的な学習を促し、自発性や創造性を培うこととする。

(2) 各学科の在り方

普通科

普通科では、国語・地理歴史・外国語など普通教科・科目を中心に学習し、広く知識・教養を身に付けるとともに知・徳・体のバランスのとれた人材の育成を図っている。

中学生の志向も強いことから、今後もこうした教育をさらに充実させることとするが、大学進学を主とする学校、就職から進学まで進路が多岐にわたる学校、卒業生のほとんどが就職する学校と、各学校の状況は異なっている。また、進学を主とする学校にあっても、大学進学中心の学校や、短大・専門学校等への進学を中心とした学校など進路状況は多様であり、各学校内では生徒間の学力差がある中で学習指導が行われている現状もある。

こうしたことから、生徒の資質・能力を適切に伸ばすとともに、科目の選択幅を拡大する観点から、弾力的な教育課程の編成や、学習到達の程度に応じた学習集団の柔軟な編成などについて各学校でさらに工夫する。

また、特色あるコース・類型の開設、単位制高等学校・中高一貫教育校や総合学科等への改編についても、学校や地域の実態に応じて積極的に検討する。

(ア) 特色あるコース・類型の設置

生徒の優れた能力を伸ばし時代の進展に対応できる人材の育成を図るとともに、多様な進路選択に対応するため、普通科の中に、情報コース、国際コース(語学系・国際情報系など)、体育コース、芸術コースなど、特色あるコースの設置を検討する。

また、入学後に、進路希望等に応じて学習内容を選択できる類型の設置についても、各学校の生徒の実態などに応じて導入を検討する。

(イ) 全日制単位制高等学校の設置

本県においては、総合学科3校(佐世保東翔、大村城南、長崎明誠)、定時制昼間部・夜間部及び通信制を併置した2校(鳴滝、佐世保中央)において単位制による教育課程が編成され、生徒の多様な進路希望等に対応した教育活動が展開されるとともに、その導入によ

て学校の活性化が図られている。

今後は、単位制のもつ多様性・柔軟性などの特徴を全日制普通科高等学校等に導入し、生徒の能力・適性に応じた教育のさらなる推進と学校選択幅の拡大を図る。

(ウ)中高一貫教育校の設置

中高一貫教育は、6年間の継続的・計画的な教育を展開することで、生徒の個性や創造性を育むとともに、中等教育の複線化や活性化を図るうえで大きな意義がある。

平成13年度から3地区（奈留、小値賀、宇久）で実施することが既に決まっているが、今後は、3地区以外への連携型中高一貫教育の導入をはじめ、併設型中高一貫教育校、中等教育学校の設置についても、それぞれのタイプのもつ特徴と各地域の特性を活かせる地域に、全県的な視野から適正な配置を積極的に検討する。

専門学科

(ア)農業に関する学科

新しい経営能力と技術をもった農業後継者の育成，農業関連産業で活躍できる高度な専門知識をもった技術者の育成を図る。

また、ヒューマンサービス分野の重視，環境問題，生徒の進路意識の多様化など，農業教育を取り巻く状況の変化等を踏まえた教育内容の改善を図る。

(イ)工業に関する学科

実験・実習・課題研究を通じて基礎から先端までの知識や技術・技能を身につけた本県及びわが国の製造業（ものづくり）を支える実践的技術者の育成を図る。

また、生産システムや社会基盤を制御・管理する技術や「ものづくり」に配慮した教育内容の改善を行うとともに、7年間にわたる工業技術教育を意図した工業高等学校と大学工学部との接続にも対応できる体制の充実も図る。

(ウ)商業に関する学科

商業教育については、ビジネス等に必要な知識はもとより、マーケティング能力，国際交流能力，会計活用能力，情報活用能力を育成し，ビジネス界で活躍できる実践的な人材育成を行うとともに，経済社会の高度化・複雑化に対応できる教育内容の充実，増加傾向にある進学希望に対応できる体制の充実も図る。

また、生徒の能力・適性に応じた専門教育をさらに進めるため，1年次においては学科を区分せず，あるいは特定の系ごとに共通した基礎学習を行い，2年次（又は1年次後期）から特定の系や小学科に編成して専門教育を深化させるなど，専門学科としての特性や各学校の必要性に応じて学科制度の弾力的な運用についても検討する。

(エ)水産に関する学科

水産業及び水産教育を取り巻く状況は大きく変化してきており，国際化・情報化など社会の進展にも対応する教育内容の改善を図る必要がある。

このため，現行の小学科を海洋生産系・水産工学系・栽培漁業系・情報通信系等の学科・コースに再編整理することや，海洋レジャーに関連した学校設定科目の開設等を検討する。

(オ)家庭に関する学科

生徒の進路状況，家庭科の男女必修，少子化・高齢化の進展，男女共同参画社会の進展等を勘案し，家庭科科目を主に選択する類型，福祉科目を主に選択する類型，進学対応を充実した類型等を設置するなど，幅広い職業や進路希望に対応できる教育課程の工夫を行う。

(カ)その他の学科

衛生看護科，理数科，国際観光科は，いずれも県内では1校1学級の配置であり，時代の進展に対応できる教育内容の改善を図るとともに，情報化社会にも対応できるよう各科の情報関係科目の充実を図る。

総合学科

総合学科は，普通教科から専門教科まで多様な教科・科目を開設し，生徒の進路希望に応じて自ら科目が選択できる主体的な学習への取り組みが可能なシステムである。

既設3校では，改編前に比べて生徒の目的意識や学習意欲の向上が顕著であり，教育活動や学校全体が活性化されている。

こうしたことから，今後，全県的な均衡に考慮しながら総合学科の第二期展開を図ることとするが，生徒の集団帰属意識が希薄になりがちなことや，時間割作成の複雑さ，学科の教育内容をより周知する必要性など総合学科が抱えている課題や，平成13年3月の初の総合学科卒業生の進路状況等も検証し，その結果を第二期展開に反映させる。

(3)柔軟なシステムを導入した教育活動の展開

各学校ごとに生徒の実態は異なっており，また，生徒各人の学習要望も多様であることから，今後は，各学校の実態等に応じて，生徒一人一人の進路希望等に柔軟に対応するとともに，生徒の個性・能力を一層伸長するため，以下のような改善・工夫を行う。

教育課程等の弾力化

生徒の多様な学習要望や進路希望に対応するため，学校設定教科・科目の設定や科目選択幅の拡大など弾力的な教育課程の編成を行うとともに，個に応じた細やかな指導を行うため，学習集団の習熟度別編成やチームティーチングの導入など指導方法の改善に取り組む。

学期制や時間割編成等の弾力化

効率的で効果的な教育活動や学習指導を行うため，学校の実態等に応じて，2学期制の導入や時間割の学期ごとの編成などを検討し，また，体験的活動を重視するための90分授業，演習時間を組み込むための65分授業など1単位時間の弾力的な運用についても検討する。

学外における学修の単位認定

大学等の聴講制度や公開講座等を活用した学修の単位認定，ボランティア活動等に係る学修の単位認定，実用英語検定等の技能審査の成果の単位認定など，高等学校外における学修の単位認定等についても弾力化と拡充を図る。

インターンシップ（現場実習・就業体験）の充実

産業現場などで自分の学習内容や進路などに関連した就業体験を行うインターンシップは，職業選択能力や望ましい職業観を育み，将来の生き方や進路を考えるうえで有意義であることから，専門学科・総合学科のみならず普通科においてもインターンシップの実施を拡充する。

学校間連携の拡充

一部の教科・科目を他校で学習しそれを単位として認定するシステムである学校間連携の取り組みは，それぞれの学校の教育機能や施設設備等を活用することで，生徒の科目選択幅が拡大されるとともに生徒交流による学校活性化が図られることから，すでに実施している島原市内以外の地域においても，学校間連携の積極的な導入を検討する。

(1)教育目標・経営方針の再構築

各高等学校は、初等中等教育（小学校・中学校・高等学校教育）における地域の最高学府としての役割を担い、それぞれ教育方針や目標等を掲げて有為な人材の育成を推進してきた。

一方、時代の進展等に伴って、生徒・保護者の学校教育に対する考え方や期待感も変化してきており、生徒の多様化や国際化・情報化など社会の変化等への対応も課題となっている。

従って、今後、各高等学校がさらに多様で活力ある教育活動を推進するためには、生徒の実態や地域社会の状況等を十分に踏まえ、こうした様々な変化等に適切に対応できる教育内容や指導方法の改善を図る必要がある。

そのため、生徒・保護者や地域から自校に寄せられている期待とは何か、生徒の資質・能力をどのように伸ばすか等の観点から、スクールポリシーとでもいべき学校の教育目標や経営方針を改めて再検討し、生徒一人一人の豊かな自己実現を図るとともに、生徒や地域に信頼され選択される特色ある高等学校づくりを推進することとする。

なお、学校の特色・特長は校長一人で出せるものではないが、校長の創造性や組織マネジメント(経営,管理)能力に負うところが大きいことから、校長の登用あるいは任期等についてさらに工夫するとともに、教職員配置や予算執行面における校長の意向を一層反映させることとする。

(2)開かれた学校づくり

積極的な広報活動の展開

今後は、学習指導要領に基づき、自らの生き方を考え主体的に進路を選択する態度や能力を育む進路指導を受けた中学生が高等学校へ入学してくることになり、生徒が自己実現・進路達成のために高等学校の教育活動を評価し、学校を選択する時代になることになる。

そのため、各学校は、その教育理念・経営方針をはじめ、教育課程、特筆できる教育活動やその成果、部活動の状況、進学・就職等の実績など、生徒・保護者が学校を選択する際に必要な各種情報を積極的に公開し、様々な手段を用いて広報活動を行うこととする。

点検・評価による教育活動の改善

各学校においては、教育活動全般について自己点検と評価を確実にを行い、併せて地域・保護者の意向等も適切に反映させることで、教育活動の改善・充実を図ることとする。

本県においては、すでに平成12年度から、学校の特色、教育目標、地域社会の実情等に応じて学校評議員を置くことができるようになり、県立高等学校のうち35校が学校評議員制度を導入している。

この制度の目的は、保護者や地域住民等の意向等を把握し、それを教育活動に反映させ、また、学校運営の状況等を周知することで、家庭や地域の協力・理解を得ることにある。

学校が地域の信頼に応え、家庭や地域と連携・協力して子どもの健全な成長を図っていくためには、学校と家庭・地域が一体となって教育活動の改善・充実を行う必要があり、そのことが特色ある教育活動の展開や開かれた学校づくりにつながることから、平成13年度にはすべての県立高等学校において学校評議員制度を導入することとする。

生徒の参加意識を高める学校づくり

各学校が、生徒から、地域との連携に関わる提言を求め、それを生かした特色ある教育活動を行うことにより、生徒が学校活動へ参加する意識を高めるとともに、学校評議員の意見等、地域の協力も得ながら活力ある学校づくりを推進することとする。

提言内容の領域は、ボランティア、地域行事、学校の新しい伝統づくり、学校・地域の情報化など、生徒の活動が主であるものとし、こうした生徒一人一人の学校活動への参加意識を高める活力ある学校づくりや主体的な取り組みに対しては、予算化などの必要な支援措置を行う。

なお、郷土の特色や良さを知り、郷土を誇りに思い、自ら進んで地域の文化や生活を支える主体性をもった郷土愛を育成する観点からも、こうした生徒の参加意識を高める特色ある学校づくりを積極的に推進することとする。

(3) 「総合的な学習の時間」の活用

平成15年度から本格実施される「総合的な学習の時間」については、各高等学校の実態等に応じた多種多様な取り組みが考えられることから、この時間の活動を特色ある学校づくりの一環として活用し、学校全体の特色化につなげていくことも可能である。校種や学科によってその位置づけは異なることも考えられるが、今後、この時間の有効な活用策について各学校での検討を一層深めることとする。

なお、この時間で取り扱うテーマ等は教師の専門性を越えるものも多いと考えられることから、地域人材等の積極的な活用によるティームティーチングの導入なども検討し、特別非常勤講師の確保など必要な支援措置を行うものとする。

第 章 主体的な選択を促す制度の創設・改善

1 離島留学制度の実施 ~ 就学環境の選択 ~

(1) 基本的な考え方

本県の県立高等学校のうち19校は離島にある。本土部に比べ島には、豊かな自然と人情味あふれる人間関係、地域で子どもを育てる環境が残されている。

こうした島のもつ教育資源を、本土部の子どもたちにも学びの場・人間形成の場として提供して、就学環境の選択幅を拡大することとする。

また、離島留学制度によって県内外から積極的な目的意識をもった生徒が集う特色ある学校づくりを行うことで、地域活力の高揚と教育活動の一層の活性化を図ることとする。

(2) 離島留学制度検討委員会の設置

平成13年度に、高校生の離島留学制度を本格実施するうえでの問題点や課題等を把握・検討するため、県教育委員会（学校教育課及び総務課）、高等学校長の代表、離島地区関係市町村の代表からなる「高校生の離島留学制度検討委員会（仮称）」を設置することとする。

この検討委員会では、制度の運営方法や問題点の把握（受け入れ基準、単位の読み替えや認定方法等の研究）、里親制度など受け入れ体制の研究、地域交流の在り方や支援策について検討を行うこととする。

また、島ならではの特色ある教科・科目の開設、島の自然やスポーツ・文化・伝統芸能などを活かした教育活動の展開など、地域の教育資源を活かした魅力ある島の学校づくりについても検討する。

なお、思春期にある高校生がそれぞれの生活環境を大きく変えることになることから、カウンセラー等の配置についても検討する。

(3) モデル校における実践

平成14年度には、県立高等学校2～3校を実践モデル校に指定し、離島留学制度を本格実施する際の問題点やその対応策などについて実践的に研究するとともに、現地協議会も同時に設置し、地元市町村や地域との連携策などについて協議することとする。

モデル校は、寮や民間施設など受け入れ先が確保できる学校とし、モデル校指定の期間は原則として3年間とするが、諸条件の整備を急ぎ、条件が整えばモデル指定期間内であっても本格実施に移行するものとする。

また、留学形態として、短期留学（1年未満）と長期留学（1年以上）を設定する。受け入れ手続きは、転入に準じて取り扱い、留学生の学籍は留学先の学校へ移し、留学の終了時は原籍校へ戻すこととする。

なお、長期留学のうち、新1年生からの入学を希望する場合については、出願方法や選考方法、入学者選抜に関する特例措置等を含め、今後、制度検討委員会において検討する。

(1) 基本的な考え方

中高一貫教育を導入することで、6年間を見通した計画的・継続的な教育課程の編成や指導による効率的な教育活動を行い、生徒の資質・能力のさらなる伸長を図るとともに、教育課程の工夫によって生じる時間を活用して、様々な体験活動や地域の自然・歴史等を活かした教育活動を展開し、創造力・思考力やより豊かな人間性の育成を図る。

また、中等教育（中学校・高等学校）における選択肢を複線化することで、生徒・保護者の中学校及び高等学校教育の選択幅の拡大を図る。

さらに、中高一貫教育の導入により、既存の中学校・高等学校の連携、地域との交流活動等が今まで以上に緊密になるとともに、中高一貫教育校と地域の既存校（中学校、高等学校）との切磋琢磨による相互の活性化、教職員の意識改革など、本県中等教育の充実・向上を図る。

(2) 導入に当たって

全県的視野からの設置検討

中高一貫教育校の設置は、今後の県立高等学校の再編整備計画の中に位置づけ、生徒減少に伴う統廃合や適正配置、市町村立中学校の配置等も勘案しながら、全県的な均衡等を考慮しながら設置を検討する。

また、本土部への中高一貫教育の導入に際しては、生徒の学校選択幅拡大の観点から、通学区域や総合選抜制度の見直しも行う。

県中高一貫教育研究会議報告の尊重

平成12年3月に出された長崎県中高一貫教育研究会議からの報告には、本県の実態に応じた導入方法や特色ある教育活動・教育課程の在り方などについて詳細に分析されており、この報告の提言趣旨を尊重しながら導入を検討する。

市町村教育委員会との十分な調整

中高一貫教育の導入、特に、併設型中高一貫教育校及び中等教育学校については、義務教育を担う市町村立学校への影響も大きいことから、設置に際しては、地元の市町村教育委員会との十分な調整を行う。

県民への説明と理解促進

中高一貫教育は、新しい学校制度であることから、生徒・保護者を含め広く県民に対し、設置の意義や趣旨等についての十分な説明を行い理解促進を図る。

また、定員等の決定にあたっては、本県の中等教育を共に担っている私立学校に対して十分に配慮することとする。

(3) 導入の基本方針

連携型中高一貫教育の導入

これまでの中高連携教育の研究成果や離島小規模校における教育条件向上の観点等から、平成13年度から奈留・小値賀・宇久の離島三地区で連携型中高一貫教育を導入することを既に公表したところである。

今後は、一高等学校への通学区域が広範囲ではなく、中学校と高等学校が近接しているなど、

連携教育の趣旨が活かされやすい上記三地区以外の地域へも導入し、地域の特色を生かした教育活動を積極的に行い地域発展の担い手となる人材の育成を図ることとする。

併設型中高一貫教育の導入

併設型中高一貫教育では、生徒が中学校進学・高等学校進学のそれぞれの段階でその学校を選択でき、また、高等学校としても高等学校段階での新しい生徒の入学により活性化を図ることができる。

今後は、こうした併設型の特徴を活かしながら、各地域における学校選択幅の拡大、地域人材の育成という観点から、交通の利便性が良く地元の信頼も厚い地域の中心校への複数校の設置を検討し、各方面との調整や条件整備が整った地域から順次導入する。

中等教育学校の導入

中等教育学校は、従来の学校教育体系とは異なる全く新しい学校制度であり、6年間の完全な一貫教育による生徒の能力・資質の伸長が期待できるとともに、明確な設置理念のもとにより一貫性のある魅力的な学校づくりが可能である。

今後は、併設型中高一貫教育校を設置した後、その成果や課題等を踏まえたうえで、県立高等学校の再編整備の中で全県的な均衡等に配慮しながら中等教育学校の設置を検討することとし、併設型中高一貫教育校や全日制普通科単位制高校などを中等教育学校へ発展的に移行することも併せて検討する。

3 通学区域の見直し ~ 学校選択幅の拡大 ~

(1) 基本的な考え方

本県の通学区域は、その高等学校1校しか志願できない「固有地区」と、2以上の高等学校の中から志願する「非固有地区」とに分けて、各高等学校ごとに定められている。

これを生徒の立場から考えると、生徒の居住地域によって志願できる高等学校が制限されていることになり、また、通学区域が県全域となっている専門学科の高等学校へは志願も通学も可能でありながら、その専門高等学校が所在する地区の普通科へは区域外入学枠があるものの基本的には志願できないという現実も存在する。

また、交通網の発達により通学可能な範囲は広がり、さらには、人口のドーナツ化現象など居住地域の拡大等によって、一部の高等学校では、区域外からの入学希望者が区域外入学枠を上回る状況が続いている。

中学校においては、生徒の主体的な進路選択をめざす進路指導が定着しつつあり、また、今後の高等学校再編整備の中で、新学科やコース・類型の開設、全日制単位制高等学校、中高一貫教育校、総合学科高等学校の設置、特色ある教育活動や学校づくりの推進が図られる。

こうしたことから、今後は、教育を受ける側において、各学校の特色や教育活動の取り組みを評価し、自己の能力・適性や進路希望等に応じた主体的な志願校選択の幅を広げるため、通学区域を拡大する。

(2) 見直しの観点

おおむね平成15年度高校入試からの導入を目途に、以下の観点に基づいて、現在の高等学校ごとの所属通学区域の指定から、生徒の居住地域からみた志願可能な高等学校の指定に改める。

なお、平成13年1月末に召集された通常国会に、公立高等学校の通学区の規定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の全面撤廃などを含む「教育改革関連法案」が提出予定であり、こうした動きにも細心の注意を払いながら検討を行う。

おおよそ1時間程度で通学できることを基準に、生徒の居住地域ごとに通学範囲を設定する。

生徒の居住地域からみて複数の普通科高等学校から選択できるような通学区域を設定する。

通学区域が県全域となっている専門学科（農業、工業等）のある高等学校への進学・通学状況も、見直しの際の参考とする。

通学区域外からの入学枠についても、学校選択幅の一つとして今後も設定する。

(3) 改正に当たっての留意事項

通学区域の見直しと同時に、生徒の豊かな自己実現を支援する学校選択とするため、各高等学校における特色ある学校づくりや積極的な情報公開・広報活動、中学校における自ら学ぶ意欲や自己決定力の育成、きめ細やかな進路指導の充実を図ることとする。

また、通学区域の拡大に伴う通学費補助制度の見直しについても、併せて検討することとする。

(1) 基本的な考え方

本県の総合選抜制度は、現在、3地区の10校で実施されている。生徒急増期に開校した新設校を伝統校との学校群を組むことで育成し、良い意味で学校同士が切磋琢磨する中で進学面はもとより文化・スポーツ面においても実績を残してきた。

しかしながら、長崎県教育振興懇話会報告（平成6年2月）及び長崎県高校改革推進会議答申（平成12年11月）にあるとおり、総合選抜制度は、生徒が自分の個性を生かせる学校や行きたいと願っている学校に必ずしも進学できない面や、入学後の各校の教育課程等において同等の教育を用意することが求められることから各学校の特色ある教育活動を制約している面がある。

すでに、総合選抜制度の中で新設校を育成するという所期の目的は十分達成されたことから、今後の県立高等学校再編整備の中で、新しいタイプの高等学校づくりや特色ある学科の設置など、生徒の多様な進路希望や時代の要請に対応できる教育システムを導入した特色ある学校づくりを進め、生徒の資質・能力をさらに伸長する必要がある。

また、生徒が自己の能力・適性、進路希望等を基に、各学校の特色や教育活動、あるいは一人一人を如何に伸ばすかなどの取り組みを評価した上で主体的に志願校を選べるよう、自由な学校選択を保障する必要がある。

こうしたことから、総合選抜制度については、廃止の方向で抜本的な見直しを行うこととする。

(2) 条件整備

現在の総合選抜各校が、これまでの教育活動などを一層充実させ県民の期待と信頼をさらに高めるためには、新たなシステムづくりが必要である。

従って、以下のような条件整備を早急に行いながら、長崎地区、佐世保地区、諫早・西陵地区それぞれの総合選抜の実施状況や影響等を詳細に検討し、諸条件の整備が整い次第、新しいシステムに移行するものとする。

今後の県立高等学校の再編整備計画策定の中で、新しいタイプの高等学校づくり（全日制普通科単位制高校や中高一貫教育校などへの改編）、特色ある学科（数理科学科、国際関係科、芸術科など）の設置など、生徒の進路希望や時代の進展に対応できる教育システムを導入した特色ある学校づくりを推進する。

制度変更による中学生の動揺を最小限に抑えるため、募集方法や出願方法の工夫、各学校独自の傾斜配点や推薦枠の設定など、入学者選抜制度全般に係る改革も併せて実施する。

高等学校側は、育てたい生徒像や学校の教育理念・経営方針を明確にし、生徒・保護者に対し学校選択に必要な情報等を積極的に公開・広報する体制を確立する。

また、中学校側は、生徒の自己実現に資する進路指導をさらに充実させるとともに、高等学校側との細やかな連携をさらに推進する。

(3) 改正に当たっての留意事項

受験制度の変更であることから、その移行に際しては、関係各方面からの意向も踏まえながら、生徒・保護者や学校関係者を含め広く県民に対し、変更の趣旨や入学者選抜方法等についての十分な説明と周知徹底を図る。

第 章 県立高等学校の再編整備

1 今後の再編整備の進め方

(1) 基本的な考え方

平成12年度、本県には、全日制課程で本校60校・分校4校の計64校、定時制及び通信制課程で8校（うち、単独校は2校）の県立高等学校がある。

このうち、全日制課程第1学年の学級数総計348の内訳は、普通科が210学級(60.3%)、専門学科が123学級(35.4%)、総合学科が15学級(4.3%)となっている。

また、全日制課程64校のうち、1学年8学級を越える学校が19校ある反面、離島が多い本県の特殊性などから、3学級規模校が5校、2学級規模校が9校、1学級規模校が3校あるなど、各学校の状況は様々である。

一方、本県の中学校卒業生数は、昭和39年3月の49,141人を最高に年々減り続け、平成12年3月は20,955人であった。今後も、この傾向は続き、現在の小学校1年生が中学校を卒業する平成21年3月は15,815人と予想され、平成12年と比較して5,140人（率にして24.5%）減少することになる。この数字は、1学年8学級（320人）規模の学校の16校分に相当するものである。

ここ20年ほどの中で、高等学校等進学率が上昇する中で長崎北陽台高等学校（昭和54年）や西陵高等学校（昭和61年）が新設されたが、全日制課程の学校で実質的な閉校となったのは、諫早高等学校飯盛分校（昭和60年）と炭砒閉山による人口減少の影響が大きかった高島高等学校（平成元年）の2校であり、生徒減少に対しては、これまで主に学級減を中心とした対応をとってきた。

今後、大幅な生徒減少期を迎え、既存の学校数を維持したままで学級減のみの対応をとり続けた場合、当然、学校規模が縮小することになる。そのことは、学校行事や部活動など魅力的で活力ある教育が行いにくい状況になること、教科・科目の開設に制限が加わり多様な学習要望や進路希望に対応できにくくなることなどを意味し、高等学校教育の質的低下につながる懸念される。

このようなことから、学級減のみの対応には限界があり、

今後の中学校卒業生数の推移や高等学校への入学動向

交通事情や地理的条件、産業構造等の地域の実情

各学校がこれまで果たしてきた役割や、今後、生徒・保護者・地域から求められる期待

新しいタイプの学校や新学科の設置、総合学科の第二期展開

全県的な視野からの学校・学科の適正配置

などの観点を総合的かつ多角的に勘案したうえで、複数の学校を統合するなどして適正な学校規模に近づけることとし、対象校や実施時期、学校の形態などを含め、今後早急に具体的な計画を策定し再編整備を図ることとする。

(2) 推進体制の整備

県立高等学校の教育内容の充実や再編整備など、一連の高校教育改革を円滑に推進するため、平成13年1月、県教育長を本部長に長崎県高校改革推進本部を設置した。

今後は、この推進本部において、中学校卒業予定者の進路希望状況、地域の実情等必要な情報の収集・分析を行い、具体的な実施計画を策定するとともに、生徒・保護者や学校関係者の意向等も十分に勘案しながら、施策の推進に取り組むこととする。

また、推進本部と連携して主に県立高等学校及び学科の再編整備を推進する組織として、平成13年4月に高校改革推進室（仮称）を設置することを予定している。

(3)整備の期間

2001年度（平成13年度）から始まる長崎県長期総合計画との整合性を図る意味から、整備期間を2001年度（平成13年度）～2010年度（平成22年度）とする。

また、整備の期間を、初年度～2005年度（平成17年度）の第一期、2006年度（平成18年度）～最終年度の第二期と大きく二期に分け、第一期は、主に学校規模の適正化に重きを置いた再編整備を、第二期は、主に再編整備を伴う新しい特色ある高等学校づくりのための政策的な統廃合を中心とした適正配置を行うこととする。

なお、当初は、現時点の条件下での再編整備計画を策定してその施策化の推進を図るとともに、概ね3年経過後に客観的な諸条件の変化を検証して再編整備計画の見直しを行いながら、具体的な推進を図ることとする。

2 学校規模の適正化

(1)基本的な考え方

小規模校には、大規模校に比べて生徒への細やかな対応や指導が可能なことなどの良さがある。しかしながら、現状の枠組みのままで推移すると、全ての学校においてその規模が縮小し、教育効果や学校活力の低下、学校運営への支障が懸念される。

そのため、

生徒の進路希望等に応じた多様な教科・科目の設定など選択幅の広い教育課程の編成

学校行事や特別活動などの効果的な実施・展開

生徒同士の切磋琢磨や社会性の育成に十分な集団規模

適正な学校運営の展開

などの観点から、学校規模の適正化を図り教育効果を高めることとする。

(2)適正な学校規模の基準

県立全日制高等学校の適正な学校規模の基準は次のとおりとし、今後、該当する学校については、原則として再編による学校規模の適正化を図る。

全日制高等学校の適正な規模は、基本的には、1学年4学級～8学級（160～320人）を標準とする。

適正配置の観点等から必要性が認められる場合においては、上記の標準を1学級下回る又は1学級上回る規模の高等学校の配置についても弾力的に取り扱うものとする。

離島に所在する高等学校のうち、一島一町一高等学校（本校）の場合及びそれに準ずる通学上の不便さを抱える地域の高等学校の場合には、1学年1学級の学校として存続することもやむを得ないものとする。

3 学校の適正な配置

(1) 基本的な考え方

県立高等学校の適正な配置については、前記の望ましい学校規模を念頭に置きながら、今後の中学校卒業生数の推移や高等学校への入学動向、交通事情や産業構造等の地域の実情、学科の適正な配置などの観点を中心に考慮しながら、全県的視野に立った学校の適正な配置を行い、学校の機能と教育水準の維持向上を図ることとする。

(2) 適正配置の基準

県立全日制高等学校の適正な配置の基準は次のとおりとし、今後、該当する学校については、募集停止及び統廃合などの再編整備を行う。

1 学年3学級以下の学校において、2年続けて、5月1日現在の第一学年の在籍者が募集定員の3分の2未満の場合、分校化せず統廃合（募集停止も含む）を検討する。

ただし、一島一町一高等学校の場合は除く。

離島に所在する分校において、2年続けて、5月1日現在の第一学年の在籍者が募集定員の3分の1未満の場合、又は、当該分校が所在する市町村の中学校からの入学者が当該中学校の卒業生の2分の1未満の場合は、統廃合（募集停止も含む）を検討する。

本土に所在する分校において、近隣に十分通学可能な高等学校がある場合、又は、当該年度を含め5年連続して入学した生徒がいる中学校からの入学者が当該中学校の卒業生の2分の1未満の場合は、統廃合（募集停止も含む）を検討する。

同一市町村又は近隣の市町村に所在する二の学校において、1学年の学級数が2校合わせて標準規模学級（4学級～8学級）になる場合、効果的な教育機能を確保する観点から統合を検討する。

今後の再編整備を進める際に、特色ある学校づくりを図るため新たな教育内容・方法等の導入が必要とされる場合、同一市町村又は近隣の市町村に所在する二以上の学校の統合を検討する。

《備考》1学級の定員は、「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」第6条に規定する「1学級の生徒の数」とし、現行は40人であるが法律改正等の変更があった場合はその基準に従う。

4 全日制課程各学科の再編整備

(1) 普通科の再編整備

今後も中学生の普通科志向は強いと想定されることから、適正な規模の学校を、離島の通学区においては少なくとも1校、本土の通学区においては原則として複数校を配置することとする。

特に、今後も一定以上の生徒の入学が見込まれ、これまで進学や就職等の実績を残している学校については、地域の拠点校として存続させるとともに、その機能の充実を図る。

一方、生徒減少の影響が大きいと思われる地域の学校については、通学条件等を勘案しながら、近隣校との統合による総合学科や総合選択制高等学校等への改編も視野に入れながら、教育水準の維持向上と教育活動の活性化を図ることとする。

なお、情報・国際関係・体育・芸術など特色あるコース・類型の設置についても、生徒や学校の実態に応じて設置を検討し、また、多様な選択肢の幅を広げるとともに、能力・資質等のさらなる伸長を図るため、全日制普通科単位制高等学校や総合選択制高等学校、中高一貫教育校の設置についても、全県的な視野からの適正配置を検討する。

さらに、学校選択幅を拡大するために、通学区域や総合選抜制度についても見直しを行う。

(2) 専門学科の再編整備

農業科

学校機能の集約化を図るため、自営者養成は施設設備の整った地域の拠点校で行うこととし、小規模校あるいは他科併設校については、学科の構成等を含め、その在り方を今後慎重に検討する。

また、生活科学科については、教育内容的に家政科と類似した部分があることから、周辺地域を含めた学校の状況や生徒の実態等も加味しながら、学科の特性を生かした発展的な改編についても検討する。

工業科

工業高等学校の再編整備については、これまで各学校が果たしてきた役割や地域産業の状況、中学生の入学希望が多い現状、また、既に県全体の均衡がとれた配置となっていることなどから、単独工業高等学校は拠点校としてその機能充実を図る。

また、生徒減少による学級減の必要性から小学科を整理統合する場合には、機械系学科（機械、電子機械、造船）、電気系学科（電気、電子工学、情報電子、情報技術）、化学系学科（工業化学、化学工学、材料技術）、土木・建築系学科（土木、建設工業、建築、インテリア）などにまとめることを基本とする。

商業科

商業高等学校の再編整備については、これまで各学校が果たしてきた役割や地域産業の状況等を勘案して、県全体から見て拠点となりうる高等学校についてはその機能充実を図る一方、今後も中学生数の減少が続くと思われる地域の学校については、近隣校との統合等によって、総合学科や総合選択制高等学校などへの建設的な再編整備を行う。

また、他科併設校の商業科については、各学校や地域の実態等によっては、近隣の商業系学科との統合や、近隣校との統合による総合学科・総合選択制高等学校などへの再編も視野に入れた検討を行う。

さらに、生徒減少による学級減の必要性から小学科を整理統合する場合には、流通ビジネス系学科、簿記会計系学科、経営情報系学科、国際経済系学科などにまとめることを基本とする。

水産科

本県の水産業・海運業等を支える人材の育成という重要性から、今後も引き続き水産教育を行うこととするが、水産関係業態や生徒の進路状況の多様化など、水産業や水産教育を取り巻く状況の変化に対応するとともに、柔軟で多面的な水産教育を行う観点から、他学科等の併置も含め人材育成の在り方と特色ある学校づくりについて検討を加える。

家庭科

家政科と生活科学科は教育内容的に類似する部分があることなどから、家政科を置く高等学校の近隣に生活科学科がある場合は、学科の特性を生かした発展的な改編についても検討する。

また、家政科を置く高等学校の近隣に総合学科がある場合は、その総合学科の家政系列など類似した系列への再編についても検討する。

看護科

衛生看護科については、准看護婦養成学科という人材育成の重要性に鑑み、また、地域や地元医療機関からの期待の大きさなどから、今後も引き続き准看護婦養成教育を継続する。

なお、新カリキュラムに対応した教育を実施することとするが、将来、準看護婦養成制度の廃止が決定された場合、5年一貫の看護婦養成課程を含め、社会の動向を見極めながらその後の学科の在り方を検討する。

理数科及び観光科

大村高等学校理数科の設置が平成6年度、小浜高等学校国際観光科の設置は平成11年度とその歴史は浅く、理数科及び国際観光科の進学・就職状況、今後の中学生の志願状況、社会環境の推移などを詳細に検証しながら、今後の学科の在り方を慎重に検討する。

新たな専門学科の設置

新学習指導要領に示された、高齢化や福祉社会の充実に対応する「福祉科」、高度情報通信社会に対応する「情報科」など、社会の進展に対応する新しい学科の設置については、全体的な視野に立って専門学科として配置を検討する。

なお、国際関係科、芸術科、体育科など、本県未設置の普通系専門学科については、中学生の動向や高等学校卒業後の進路保障などを詳細に分析しながら、コースでの配置を含めたそれらの設置の可否について、今後検討する。

(ア)福祉科

「介護福祉士」の国家試験受験資格等の認定がなされる専門学科として、卒業後の進路保障等の状況を見極めながら設置を積極的に検討する。学科としての設置が難しい場合には、学科を問わず、コース・類型あるいは系列の一つとして設置することを検討し、福祉の心や勤労観を育てることを主眼とした教育を行う。

なお、設置地域については、高齢化の進展が著しい地域などを中心に、県全体の学科配置の均衡を考慮しながら適正な配置を検討する。

(イ)情報科

高度な情報技術者や新たな産業領域の形成に役立つ人材を育成するため、ネットワーク・マルチメディア系、ハードウェア系、ソフトウェア系を主とし、関連する資格取得や上級学校への進学にも対応できる柔軟な教育課程を編成した情報科の設置を検討する。

設置に際しては、工業高等学校又は商業高等学校の情報系既存学科との配置調整や、人的あ

るいは物的な整備水準等も考慮し，工業高等学校又は商業高等学校の拠点校に，県全体の学科配置の均衡等を考慮しながら適正な配置に留意する。

(3)総合学科の整備

今後，現在の県北・県央・県南にある既存の総合学科3校でカバーできない地域を中心に，県全体の均衡などを考慮しながら，総合学科の第二期展開を図る。

その際には，新しい時代に対応する内容である「環境」「情報」「福祉」等に関する科目や，生徒や地域の実態等に対応できる教科・科目群の開設を検討するとともに，こうした多様な教科・科目の開設に伴う人的配置や物的整備等にも十分配慮する。

5 定時制・通信制課程の再編整備

(1)基本的な考え方

定時制・通信制課程においては，勤労青少年の割合の減少，入学動機が多様化など，その在り方が社会の変化に連動して変貌してきているものの，後期中等教育（高等学校教育）の重要な一翼を担っていることは間違いない。

こうしたことから，主に経済的事情により働きながら学ぼうとする勤労青少年に対し，あるいは就業時間や交通事情等により通学が困難な勤労青少年等や社会人に対し学習機会を保障する観点から，今後も，定時制・通信制課程教育の維持向上を図ることとする。

また，生徒の多様な学習要望や学習スタイル等に対応する観点から，既に単位制を採用している鳴滝高等学校・佐世保中央高等学校以外の学校でも，単位制の採用や，定通併修等の導入による修業年限の弾力化など，柔軟な教育システムを導入した定時制・通信制教育を推進する。

さらに，県民の生涯学習を支援する立場としての役割を担う観点から，社会人や一般県民のための県立学校地域開放講座のさらなる充実，科目履修生（聴講生）の受け入れなど，地域に開かれ地域と共生する高等学校づくりを積極的に推進することとする。

(2)適正配置の基準

本県における定時制課程（夜間部・昼間部）の定員充足率は高水準にあるが，それが低率となった段階では統廃合等の検討も必要となり，その際には，生徒の高等学校教育を受ける機会の保障について十分配慮する必要がある。

なお，県立高等学校定時制課程における統廃合等の基準は，次のとおりとする。

2年続けて，5月1日現在の第一学年（専門学科にあっては小学科別）の在籍者が10人未満の場合には，統廃合（募集停止を含む）を検討する。ただし，その際には通信制課程等で学習の機会が保障されるよう配慮するとともに，専門学科における統廃合（募集停止を含む）については，生徒の実態や社会情勢等に特に留意する。